

仕 様 書 (案)

- 1 件名
部活動指導業務委託
- 2 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所及び指導対象部活動
別紙1「履行場所一覧」に記載している全部活動において部活動指導員による指導を行うこと。
なお、別紙1に記載の部活動数は令和4年時点の部活動数であり、生徒数の上限によって、部活動数が増減する場合には発注者と協議の上で調整すること。
- 4 業務内容
受注者は、港区立中学校（以下「学校」という。）の部活動の充実を図るために以下の業務を行う。
 - (1) 別紙2「港区立学校部活動ガイドライン」に基づく、適切な部活動指導を行うこと。
 - (2) 保護者との連携及び引率対応
 - ア 発注者が必要と判断した場合には、保護者との連携を図ること。
 - イ 発注者が必要と判断した場合には、大会時の引率を行うこと。
 - (3) 専門性を高めるための研修の充実
 - ア 専門的な技術的指導を高める研修を定期的に行うこと。
 - イ 生徒の引率及び保護者との連携などを行うことから生徒への生活指導のスキル向上を含めた学校職員としての自覚を高める研修を定期的に行うこと。
 - ウ 生徒の部活動に対する思いや願いを理解し、指導者として適切に対応するための研修を定期的に行うこと
 - エ 大会運営に必要な資格があれば必要に応じて取得のための研修を行うこと。
 - (4) 大会運営に対する対応
 - ア 発注者が必要と判断した場合には、大会運営にあたってのスタッフとして参加すること。
 - イ 発注者が必要と判断した場合には、大会運営にあたっての中学校体育連盟の各団体の主催する顧問会議や実技研修会、審判講習会に参加すること。
 - (5) 統括責任者(以下「責任者」という。)による部活動指導員・学校・発注者との連携
 - ア 生徒、保護者への連絡体制の構築及び学校、担当教諭と連携して、指導体制を確立すること。
 - イ 1週間に5回程度、部活動指導員を配置している各学校等を巡回し、部活動の実施状況について把握するとともに、部活動指導員、学校及び発注者に対し情報を共有すること。
 - ウ 部活動指導員の現場に応じた課題抽出及び改善をもとにした研修内容を検討

すること。

エ 部活動指導員の活動中の不測の事態の対応及び報告を速やかに行うこと。

5 業務実施の条件

- (1) 本業務を実施するに当たって、発注者との窓口になる受注者の責任者を配置すること。受注者から発注者への各種報告、発注者から受注者への各種報告・指示等は、本責任者との間で実施する。
- (2) 部活動指導を行うものは、別紙2「港区立学校部活動ガイドライン」に基づいた部活動指導を安全かつ確実に行うことができるとともに、部活動指導に対する知識や経験が豊富で、業務内容・支援方法を十分理解し、熱意があり親しみやすく、生徒とのコミュニケーションが円滑にできる者とする。
- (3) 部活動指導員は、業務の際、発注者から直接指示・命令を受けてはならない。
- (4) 受注者の都合によって部活動指導員による業務が履行できない場合、受注者は代替員により業務を履行する、又は発注者と調整の上、委託業務履行期間内に業務履行日程を変更して履行すること。
- (5) 学校現場の都合によって部活動指導の遂行が急遽不可能になった場合は、受注者との協議の上、他の日に指導を行うこと。
- (6) 受注者は、部活動指導の資質向上を図り、責任をもって研修を実施すること。
- (7) 受注者は、部活動指導員に対し、業務開始前までに健康診断を実施すること。
- (8) 責任者は部活動指導に関する高度な知識及び豊富な経験があるものとする。

6 部活動指導員の履行日程等

項目	概要
業務履行日程	<ul style="list-style-type: none">・ 4月から3月までの間で発注者が決定した48週程度とする。・ 業務履行場所である各学校において、行事等の都合により業務履行日時を変更する場合は、発注者と受注者の協議の上、変更できるものとする。
業務履行日数	<ul style="list-style-type: none">・ 部活動の活動状況によって勘案しながら発注者が決定するものとする。・ 業務履行の曜日については、発注者が別に指定する。
業務履行時間	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、平日1日2時間以内、土日・祝日1日3時間以内とし、発注者が指定した時間とする。・ 大会引率時は原則5時間とし、履行時間とは別で必要に応じて休憩(最大1時間)を取ることにする。なお、休憩時間は単価に含まない。・ 指導時間は月単位で計算する。端数時間が生じた場合、30分単位で計算し、30分に満たない端数時間は切り上げる(1単位を30分とする)。・ 履行時間は年間68, 896単位を予定とする。

7 業務実施計画書及び業務実施報告書の提出

(1) 業務実施計画書

ア 受注者は、業務実施に当たり、業務計画(年間・月間)を定め、実施方法、部活動指導員を記載した業務実施計画書を契約開始後、発注者に速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

イ 受注者は、上記アにより提出した部活動指導員を変更する場合は、発注者の承諾を得なければならないものとする。なお、発注者の承諾を得て人員を変更する場合、新たな業務実施計画書を発注者に速やかに提出するものとする。

(2) 業務実施報告書

ア 月次報告書

1か月毎の業務実施報告書（1部）を、翌月の10日までに提出すること。

イ 全体報告書

本業務の履行を完了した後、本業務全体の実施報告書（関連資料を含む。紙2部及び電子データを格納したCD-R 1枚）を提出すること。

8 事故への対応

受注者に起因する事故等による責任及び損害賠償等は一切受注者の責任と負担で対応する。

また、受注者は、非常災害その他の事故によって受注事業の実施が困難となった場合やそのおそれがある時、生徒が事故に遭った時や生徒・保護者との間に紛争が生じた時は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

9 契約及び支払方法

(1) 契約方法は、部活動動員の指導費は1単位（30分）ごとの単価契約とする。

それ以外は総価契約とする。

(2) 契約代金は、各月の履行確認後、受注者からの書面による請求に基づき、支払うものとする。

10 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、個人情報について、別紙3「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

(7) 受注者は、発注者が提供する資料に基づき、従事者への個人情報取扱いに関する研修を実施し、書面により報告すること。

(8) 受注者は個人情報に関わる業務に従事する者を限定させ、業務に従事する者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに区に提供させること。

- (9) 受注者は、契約期間中及び契約の解除又は期間満了後において、当該業務に関して知り得た情報を、業務の目的外利用や第三者への提供しないこと。
- (10) 業務終了後、当事業における個人情報保護文書は速やかに発注者に返還すること。また、個人情報を含む電子データは速やかに消去すること。
- (11) 受注者は、当該業務に従事する者を限定させ、業務に従事する者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに発注者へ提出すること。
- (12) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (13) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (14) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (15) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

1.1 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1.2 その他

- (1) 発注者が次年度も引き続き事業を行う場合において、受注業者が変わった場合は、必要事項等を次の受注業者に引き継ぐこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

1 3 担当

港区教育委員会事務局学校教育課教育人事企画課教育支援係
電話：03—5422—1541

履行場所一覧

No.	学校名	所在地	備考
1	御成門中学校	西新橋3-25-30	【運動部】 バスケットボール・ソフトテニス・軟式野球・水泳・ダンス・バドミントン 【文化部】 吹奏楽・美術・PC・国際文化・科学
2	三田中学校	三田4-13-13	【運動部】 バスケットボール・ソフトテニス・軟式野球・サッカー・バレーボール・バドミントン・剣道 【文化部】 吹奏楽・美術・国際文化・文芸・工芸・調理
3	高松中学校	高輪1-16-25	【運動部】 バスケットボール・軟式野球・水泳・サッカー・バドミントン・剣道・硬式テニス 【文化部】 吹奏楽・美術・茶道・華道・科学・園芸
4	港南中学校	港南4-3-3	【運動部】 バスケットボール・ソフトテニス・軟式野球・ダンス・サッカー・バレーボール・なぎなた 【文化部】 吹奏楽・美術・国際文化・華道・科学・書道
5	白金の丘中学校	白金4-1-12	【運動部】 バスケットボール・軟式野球・水泳・サッカー・バドミントン・剣道・陸上 【文化部】 吹奏楽・美術・ものづくり
6	六本木中学校	六本木6-8-16	【運動部】 バスケットボール・ソフトテニス・バレーボール・バドミントン 【文化部】 吹奏楽・美術・調理・茶道・書道
7	高陵中学校	西麻布4-14-8	【運動部】 バスケットボール・サッカー・バレーボール・バドミントン 【文化部】 吹奏楽・美術・国際文化・科学・書道・ギター
8	赤坂中学校	赤坂9-2-3	【運動部】 バスケットボール・バドミントン・陸上 【文化部】 吹奏楽・PC・ボランティア
9	青山中学校	北青山1-1-9	【運動部】 バスケットボール・軟式野球・ダンス・バドミントン・硬式テニス・ラグビー・総合運動 【文化部】 吹奏楽・美術・国際文化・華道・鉄道
10	お台場学園	台場1-1-5	【運動部】 バスケットボール・水泳・ダンス・バドミントン・セーリングヨット 【文化部】 総合文化・総合芸術

平成31年3月26日
港区教育委員会

港区立学校部活動ガイドライン

1 本ガイドライン策定の趣旨

部活動は、スポーツや文化、科学等、児童・生徒が自分の興味・関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異学年との交流の中で、児童・生徒同士や児童・生徒と教師の人間関係の構築を図ったり、児童・生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、児童・生徒の多様な学びの場として、教育的効果が大きい。

部活動を実施する上では、児童・生徒の学校生活等への影響を考慮した教養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、児童・生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康でやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

こうした中、平成30年3月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインにおいて、区市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、都道府県の方針を参考に、設置する学校に係る部活動の方針を策定するよう示された。

このことから、港区教育委員会は、国や都の方針を受け、児童・生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、「港区立学校部活動ガイドライン」を策定する。

本ガイドラインは、区立小・中学校の部活動を対象とする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「港区立学校部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び年間の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 港区教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できる

よう、適正な数の部活動を設置する。

イ 港区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童・生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童・生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、児童・生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 港区教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 港区教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」、「港区教職員の働き方改革実施計画（平成 31 年 3 月 港区教育委員会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、児童・生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮、食育等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。港区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

文化部活動の顧問は、児童・生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が児童・生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する小学校体育専門・中学校保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部活動顧問は、中央競技団体等が作成した指導手引を活用して、3(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

(3) 文化部活動用指導手引の活用

文化部活動顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、3(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童・生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校以外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は他の日に振り替える。）。
- 2 大会や発表会等の直前の練習や大会や発表会等の当日のため、上記休養日の設定が行えない場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得るとともに、概ね2週間以内に休養日を振り替え、児童・生徒に十分な休養を与えるようにする。（なお、「大会や発表会等の直前の練習」の期間は、おおむね2週間程度とする。）
- 3 長期休業中の休養日の設定についても、「1・2」に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では朝練習も含め、2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、ここでの活動時間とは身体的な活動及び多様な表現や鑑賞の活動を行う時間を指す。活動に伴う準備や片づけ、ミーティング等の時間を含めて、平日は3時間程度、週休日は4時間程度とする。

【朝練習】

1 朝練習については、以下のことに配慮して実施できることとする。

①学習が始まる前の時間帯であることを考慮した、内容や強度となるよう計画する。

②児童・生徒の安全や健康、家庭や部活動顧問の負担について配慮する。

イ 港区教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、港区教育委員会が策定したガイドラインに則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 児童・生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）児童・生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、児童・生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。具体的な例としては、より多くの児童・生徒の運動機会または芸術文化等の活動機会の創出が得られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 港区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部・文化部を設けることができない場合には、児童・生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の児童・生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

（2）地域との連携等

ア 港区教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、児童・生徒のスポーツ環境、児童・生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境、芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 港区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な育成のための教育、スポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、児童・生徒の教育上の意義や、児童・生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や地域の行事、催し等を精査する。

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報 (※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業者並びにその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。